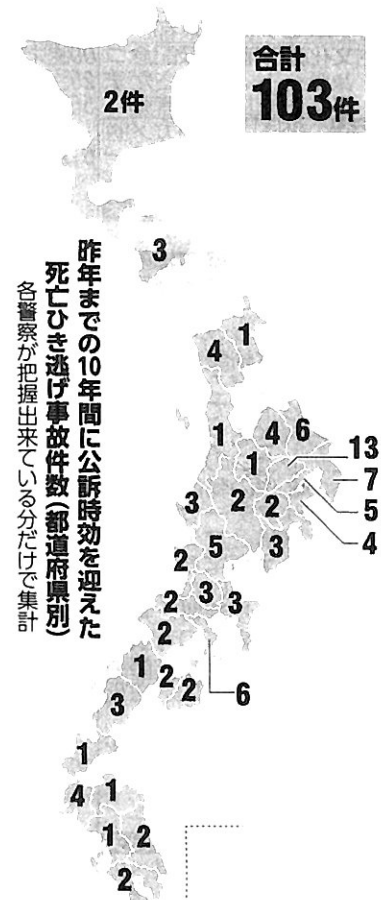


死亡ひき逃げ 時効103件

10年間累計 本社まとめ

全国で、2013〜22年の10年間に公訴時効が成立した死亡ひき逃げ事故が、少なくとも103件に上ることが朝日新聞の全国の警察への取材でわかった。死亡ひき逃げ事故をめぐるのは、遺族らが時効撤廃を求めてきたが実現していない。



昨年までの10年間に公訴時効を迎えた死亡ひき逃げ事故件数(都道府県別)

撤廃望む遺族「幸せ壊された」

時効が成立した件数は、**「その他」を除いて**、**最も多かつた。**最多が埼玉の13件で、千

め、「その他」を除いて最も多かった。

ほか、「事故を起こしたことが半信半疑であった」▽「事故を起こした

ことが恐ろしくなった」
▽「飲酒運転中であつた」▽「逃走すれば分か

（法改正前は業務上過失致死罪）が適用されていた。

警察庁によると、22年に全国で発生した死亡事故は2550件。死亡ひき逃げ事故は99件だった。

ひき逃げ全体の検挙件数は22年は4837件で、検挙率は3年ぶりに7割を切り、69・3%だった。



殺人罪適用 殺意認定が壁

「ならないと思った」——と続いた。

解決を待ちわびながら今年、時効を迎えた遺族もいる。

群馬県富岡市の和食店主瀬下大樹さん（48）の

父、光さん（当時64）は10年前の5月30日、店からの帰宅途中にひき逃げに遭い亡くなった。瀬下さんは、父を料理人として尊敬し、その背中を追い続けていた。

れてしまったという。

瀬下さんは「時効を迎えようと、事故で家族の幸せが壊されたことへの思いは一生抱えて生きていく。犯人に謝って欲しかった」と話す。

「凶器を車に換えたただけで、完全な『殺人』だ」。昨年6月に大分県別府市で発生した死亡ひき逃げ事故。亡くなった大学生の男性（当時19）の父親は今年9月、現場から逃走したとして道路交差点（救護義務）違反容疑で指名手配中の八田（やいち）與一（よいち）容疑者（27）に対し、殺人罪などでの告訴状を県警に提出し、報道陣にこう力を込めた。

警察庁は同月、八田容

疑者を道交法違反容疑では初の「重要指名手配」に指定。捜査関係者によると、八田容疑者の車の事故当時のスピードは指定速度を大幅に超える80〜100^{キロ}程度だったとみられるという。道交法での時効は7年。県警は告訴状を受理し、殺人容疑も視野に調べているが捜査関係者によると、適用には「殺意」の認定が不可欠で、八田容疑者本人の言い分を聞

く必要などがあるという。

交通問題に詳しい高山俊吉弁護士によると、2000年代に入り、死亡ひき逃げ事故について、被害者の遺族から厳罰を求める声が高まった。

結果、ひき逃げは07年の道交法改正で懲役刑の上限が5年から10年に引き上げられた。一方、10年4月施行の改正刑事訴訟法では、時効撤廃の対

未解決の死亡ひき逃げ事故を取り上げる朝日新聞デジタルの連載は、こちらのQRコードから。

象が法定刑に死刑があるものに限られた。

高山弁護士は、時効の存在理由について、当事者の記憶があいまいになつたり、証拠が散逸したりすることなどを挙げると。一方、捜査技術の進

展で、現状は必ずしもこうした事態にはなりにくいと指摘。「死亡ひき逃げ事故についても合理的な時効の延長を検討すべきだ」と話す。

（谷鐘児、中野浩三、三井新、板倉大地）

（谷瞳児、中野浩奎、三井新、板倉大地）